

(証券コード3766)  
2020年6月5日

株 主 各 位

東京都杉並区和泉一丁目22番19号  
システムズ・デザイン株式会社  
代表取締役社長 隈 元 裕

## 第54期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第54期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大を受けさまざまな対策が講じられております。この事態を受け、慎重に検討致しました結果、本総会につきましては適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことと致しました。

株主の皆様におかれましては、感染防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面にて事前の議決権行使をいただき、株主総会当日の健康状態にかかわらず、ご来場をお控えいただくことをご検討いただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月22日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月23日（火曜日）午前10時  
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目7番2号  
ハイアット リージェンシー 東京 地下1階『白鳳』の間  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくようお願い申し上げます。

### 3. 目的事項 報告事項

1. 第54期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第54期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 監査役1名選任の件  
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

**第4号議案** 役員退職慰労金制度廃止に伴う役員退職慰労金打切り支給の件

**第5号議案** 取締役に対する新たな株式報酬制度（事後交付型リストラクテッド・ストック）に係る報酬決定の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 議決権行使書面を重複して行使された場合は、最後に到達したものを有効なものとして取り扱わせていただきます。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際し提供すべき書面のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sdcj.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には掲載していません。従いまして、本招集ご通知提供書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

1. 新型コロナウイルス感染症の予防策として、運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえ、マスク着用で対応をさせていただきます。
2. ご来場の株主様は、開催当日の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
3. 新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があります。また、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社のウェブサイト (<https://www.sdcj.co.jp>) に掲載させていただきます。
4. 本年より株主総会にご出席くださる株主様とご出席が難しい株主様の公平性等を勘案し、株主総会におけるお土産の配布を取り止めさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案して配当方針を決定しております。当事業年度は上場来初となる通期赤字決算を計上することとなりましたが、以下のとおり当事業年度の期末配当をいたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式 1株につき13円  
配当総額 44,262,595円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年6月24日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役下島正氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、 当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
おおくぼ 映貴 大久保 映貴 (1985年11月28日)	2011年12月 弁護士登録 2012年1月 鳥飼総合法律事務所入所 2017年4月 TH総合法律事務所入所(現任)  (重要な兼職の状況) TH総合法律事務所	一株

- (注) 1. 上記の候補者は、新任の候補者であります。  
2. 上記の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
3. 監査役候補者大久保映貴氏は、社外監査役候補者として選任するものであります。  
4. 社外監査役候補者とする理由、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断する理由について

(1) 社外監査役候補者とする理由について

大久保映貴氏につきましては、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断する理由について

大久保映貴氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての高い見識とコーポレート・ガバナンスに関する知見を有するとともに、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有すると思料されることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

5. 大久保映貴氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額といたします。  
6. 大久保映貴氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

2019年6月25日開催の第53期定時株主総会において補欠監査役に選任された片山雅也氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされており、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
かたやま まさや 片山 雅也 (1977年8月2日)	2005年4月 司法研修所入所 2006年10月 弁護士登録 A Z X総合法律事務所入所 2008年10月 松岡・浅田法律事務所入所 2009年1月 弁護士法人アヴァンセリーガルグループ（現弁護士法人ALG&Associates）入所 2013年11月 株式会社アヴァンセ・インテリジェンス社外監査役就任（現任） 2013年12月 株式会社アヴァンセ・ホールディングス取締役就任（現任） 2014年1月 弁護士法人アヴァンセリーガルグループ（現弁護士法人ALG&Associates）代表社員就任（現任） 2014年3月 行政書士法人アヴァンセリーガルグループ（行政書士法人ALG&Associatesに名称変更の後、2019年3月解散）社員就任 2014年4月 株式会社アヴァンセ・トラシード代表取締役就任（現任） 2014年10月 株式会社アヴァンセドットコム（現株式会社プラスステージ）取締役就任（現任） 2015年3月 株式会社松家ホールディングス（現株式会社ヒノキヤグループ）社外取締役就任（現任） 2015年8月 税理士法人アヴァンセリーガルグループ（現税理士法人ALG&Associates）代表社員就任（現任）	一株

(注) 1. 片山雅也氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

2. 片山雅也氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士として培われた高度な専門的知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

3. 本議案が承認され監査役に就任することとなった場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額といたします。
4. 片山雅也氏が代表を務める弁護士法人ALG&Associatesと当社とは顧問契約関係があります。

#### 第4号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う役員退職慰労金打ち切り支給の件

当社は役員報酬体系の見直しの一環として、2020年5月20日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会の終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、在任中の取締役（社外取締役を除く）4名に対し、それぞれの就任時から本総会終結の時までの在任期間に対する労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給をすることといたしたく存じます。

なお、支給の時期につきましては、各取締役の退任時とし、その具体的な金額、方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給予定の対象となる取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
隈 元 裕	2007年 6 月 当社取締役 2011年 6 月 当社常務取締役 2013年 6 月 当社代表取締役社長（現任）
岡 本 芳 明	1999年 4 月 当社取締役 2000年 2 月 当社代表取締役副社長 2000年 10月 当社常務取締役 2008年 12月 当社取締役（現任）
松 崎 吉 宏	2019年 6 月 当社取締役（現任）
吉 峯 英 彰	2019年 6 月 当社取締役（現任）

## 第5号議案 取締役に対する新たな株式報酬制度（事後交付型リストリクテッド・ストック）に係る報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、2006年6月27日開催の第40期定時株主総会において年額150,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいております。また、これとは別に取締役退任時に退職慰労金を支給してまいりました。

今般、当社は、取締役の退職慰労金制度を廃止するとともに、コーポレート・ガバナンスの一層の拡充の観点から新たな株式報酬制度を導入することといたしたく存じます。

つきましては、当社の取締役（今後、選任される取締役を含み、また社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役を対象として新たに事後交付型リストリクテッド・ストックによる株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することにつきご承認をお願いいたします。

本制度は、対象取締役に対して、毎年、当社の定める規程に従い、1ポイントにつき当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）1株に相当するポイントを付与し、対象取締役が当社の取締役を退任する際に、当該退任の時（以下「退任時」といいます。）の直後の時点で保有するポイントの合計数に応じて、1ポイントあたり当社株式1株を退職給与として交付するものです。

手続的には、当社から対象取締役に対して当社株式を交付するための現物出資財産として金銭報酬債権を付与し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付して、当社株式について発行又は処分を受けることとなります（注1）（注2）。

なお、当社が本制度に基づき対象取締役に付与するポイントの総数は、年30,000ポイント（当社株式30,000株相当）以内とします（注3）。

（注1）ただし、対象取締役が死亡により退任した場合、金銭報酬債権を現物出資させることなく、対象取締役の承継者となる相続人に対して金銭を交付します。また、対象取締役の退任時の前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画、当社が分割会社となる新設分割計画又は吸収分割契約（分割型分割に限ります。）、当社が特定の株主に支配されることとなる株式の併合、全部取得条項付種類株式の取得、株式売渡請求（以下「組織再編等」といいます。）に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく株式交付の日より前に到来することが予定されているときに限り）、金銭報酬債権を現物出資させることなく、対象取締役に対して金銭を交付します。

(注2) 金銭報酬債権の付与及び当社株式の発行又は処分のための取締役会（以下「交付取締役会」といいます。）は、退任時の属する月に行います。

(注3) ただし、本議案が承認可決された日以降、当社株式の株式分割（当社株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他ポイントの総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。

本議案は、報酬等のうち額が確定していないものについてその具体的な算定方法を決議する議案として付議するものであり、本議案において不確定額の報酬等のうち最も高額となる計算式を決議し、その枠内での運用を取締役に委任することになります（注4）。各対象取締役に支給する際の詳細については、取締役会において決定することといたします。本制度に基づく報酬等は、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものと考えております。

(注4) 決議する計算式は、各対象取締役に対して、本制度に基づき対象取締役に付与するポイントの総数の上限である年30,000ポイント（当社株式30,000株相当）を当該対象取締役の退任時まで継続的に付与すると仮定した場合の金銭報酬債権額を算定するものとなりますが、実際には、各対象取締役には、下記【本制度における金銭報酬債権の額の算定方法】に従って、金銭報酬債権を交付いたします。なお、現在の対象取締役は4名です。

#### 【本制度における金銭報酬債権の額の算定方法】

##### (1) 本金銭報酬債権の額の算定方法

各対象取締役に対して付与される金銭報酬債権の額は、次のとおり算定されます。

##### (金銭報酬債権の額の算定方法)

対象取締役に付与する 金銭報酬債権の額	=	ポイント累積数 (下記①)	×	本制度に基づく株式の払 込金額 (下記②)
------------------------	---	------------------	---	--------------------------

- ① 当該対象取締役が退任時の直後の時点で保有するポイントの合計数（以下「ポイント累積数」といいます。）
- ② 本制度に基づく株式の払込金額。当該払込金額は、交付取締役会の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値を指します。以下「当社株式終値」といいます。）とします（注5）（注6）。

(注5)ただし、対象取締役が死亡により退任した場合、上記②の金額ではなく、当該対象取締役の退任日の当社株式終値を乗じることになります。また、対象取締役の退任時の前に、組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、上記②の金額ではなく、当該承認の日の当社株式終値を乗じることになります。

(注6)ただし、当社株式終値が対象取締役にとって特に有利な金額となるおそれがあると合理的に認められる場合には、交付取締役会において、当社株式終値と交付取締役会の翌日から5営業日の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値のいずれか高い金額とすることができるものとします。

## (2) ポイント累積数の計算方法

当社は、対象取締役に対して年30,000ポイント（全対象取締役の総数）の範囲内において、取締役会にて決定する数のポイント（以下「本ポイント」といいます。）を付与し、本ポイントは、対象取締役の退任時までの間、累積されます（注7）。

(注7)本ポイント付与後、当社株式の株式分割（当社株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他本ポイント数の調整が必要な事由が生じた場合には、本ポイント数を合理的な範囲で調整します。

ただし、以下に定める事由があった場合には、対象取締役は本ポイントを喪失します。

- ①対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、対象取締役は、当該役務提供期間に付与された本ポイントの全てを当然に喪失します。
- ②当社は、対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、必要に応じて合理的な数の当該役務提供期間に付与された本ポイントを喪失させることができます。
- ③当社は、役務提供期間中に、組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の当該役務提供期間に付与された本ポイントについて、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、喪失させることができます。
- ④上記①から③のほか、対象取締役は、一定の非違行為があったことその他当社取締役会において定める事由に該当した場合には、当社取締役会が定める数の本ポイントを喪失します。

(提供書面)

## 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

##### (1) 営業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景として、緩やかながら景気回復基調で推移していましたが、米中貿易摩擦による中国経済の減速や消費税増税に伴う消費動向への影響に加え、今年に入り、新型コロナウイルス感染症の影響を受け個人消費が減少し経済活動が抑制されたことにより、経済環境は不透明感が強まる状況となっております。

当社グループの属する情報サービス分野においては、働き方改革や人手不足の解消に向けた生産性向上への取り組み、セキュリティ対策への意識の高まりから、企業のIT投資は堅調に推移しました。

このような状況の下、当社グループは、継続案件や新規案件の受注確保、人材育成及び採用活動への投資などに注力しました。また、開発支援ツールを活用した開発業務の効率化やAI、RPA業務など新技術・新サービスへの取り組みを強化してまいりました。一方で、システム開発事業にて不採算案件の収束を図るために一時的な損失を計上しました。

この結果、当連結会計年度における売上高は8,350,606千円（前期比8.1%減）となり、営業損失は△276,799千円（前期は39,932千円の営業利益）、経常損失は△265,414千円（前期は51,175千円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は△273,910千円（前期は105,421千円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

システム開発事業につきましては、継続案件や新規案件の受注確保に注力し、第4四半期には高利益案件の検収などもありました。しかしながら不採算案件の収束のため第2四半期に計上した損失が大きく影響しました。また、前年度に子会社が連結範囲から外れたことによる影響もありました。

この結果、当連結会計年度における売上高は4,369,625千円（前期比14.7%減）、営業損失は△274,236千円（前期は△18,498千円の営業損失）となりました。

アウトソーシング事業につきましては、消費税増税に伴う主要顧客からの受注が順調に推移しました。また、前年度に連結範囲に加えた子会社の業績の寄与がありました。一方で、人件費高騰の影響を受け利益率が悪化したサービスがあったこと、一部子会社の業績が低調に推移したことの影響がありました。

この結果、当連結会計年度における売上高は3,980,981千円（前期比0.5%増）、営業損失は△2,562千円（前期は58,431千円の営業利益）となりました。

## (2) 事業別売上高

事業区分	売上高（千円）	構成比（％）	前期比（％）
システム開発事業	4,369,625	52.3	85.3
アウトソーシング事業	3,980,981	47.7	100.5
合計	8,350,606	100.0	92.0

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資等は総額22,920千円であり、その主なものは次のとおりです。

当連結会計年度中に完成した主要設備

システムズ・デザイン株式会社	建物附属設備他	8,628千円	全社
株式会社フォー	建物附属設備他	5,373千円	アウトソーシング事業

### ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

### ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

### ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

### ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

### ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 51 期 (2017年3月期)	第 52 期 (2018年3月期)	第 53 期 (2019年3月期)	第 54 期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売 上 高(千円)	7,783,613	8,295,163	9,084,205	8,350,606
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	153,894	239,441	51,175	△265,414
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失(△)(千円)	43,968	134,935	105,421	△273,910
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損 失 ( △ )(円)	12.53	38.59	30.15	△78.96
総 資 産(千円)	5,725,045	5,858,331	5,910,462	5,075,000
純 資 産(千円)	3,776,498	3,872,169	3,913,956	3,528,393
1株当たり純資産額(円)	1,080.04	1,107.40	1,119.39	1,036.30

(注) 1. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
シェアードシステム株式会社	10百万円	100%	システム開発業務
株式会社アイカム	10百万円	100%	コンタクトセンター業務
株式会社フォー	10百万円	100%	ID/ICカード発行業務

(注) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

#### (4) 対処すべき課題

少子高齢化による労働人口の減少に加えて、DX（デジタルトランスフォーメーション）による社会変革が今後より一層進んでいくことが予想される中、IT人材等の技術者不足、その中でも専門技術を有する高度IT人材の確保が急務となっております。

また、企業が持続的な成長を続けていくためには、市場の変化や顧客企業の動向を捉え、株主の皆様のご期待にも応えられるよう収益力を高めていくとともに、上場企業として高い信頼を得るべく、コンプライアンスの徹底やコーポレートガバナンスの強化に努める必要があります。さらには、社会的課題である働き方改革にもより一層取り組むことにより、社員が働きがいを高め、業務に従事できるような環境作りも課題となっております。

このような事業環境、課題認識を踏まえ、当社グループは、持続的・安定的な収益基盤の確立を図るとともに、今後のあるべき姿を見据えて、今般、第7次中期経営計画を策定いたしました。

「足元を固め、お客様より一歩先へ」を基本メッセージに、「高収益基盤を確立する」、「社員の働きがいを高める」を2つのビジョンとして定め、以下の5つの基本方針に基づき、各種施策に取り組んでまいります。

##### ①事業の選択と集中を進める

市場動向や競合会社、顧客企業ニーズの調査・分析を行い、今後も成長が見込まれる分野や新規事業分野の顧客企業や事業・サービスを選定、当社グループの強みや収益面も考慮し、不採算案件・ビジネスの極小化や、高収益案件・ビジネスへのシフトなど選択と集中を進めてまいります。

また、グループ会社やビジネスパートナー各社との相互連携や情報共有をより一層強化し、グループ間の営業連携や共同開発などを拡大、ビジネスパートナーのサービスを活かした営業活動や事業展開などを推進してまいります。

##### ②新しい価値を提案する

昨今のAIやIoTといったデジタル技術の革新を受け、顧客企業においては、従来の業務効率化を目的としたIT投資のみならず、これらを活用した事業競争力の強化や、事業モデルの変革を旨とした攻めのIT投資需要が拡大基調にあります。

当社においても、新規事業開発室を「DX推進室」に改組し、デジタル技術（AI、IoT、セキュリティ、ビッグデータ、クラウド、RPAなど）を活用し、社内外に対し、革新的な価値を創出することを目指してまいります。

### ③コンプライアンスを徹底する

当社グループでは、コンプライアンス違反を発生させない体制整備をより一層強化し、コンプライアンスに違反するリスクがないかの再点検と不正ができない仕組み作りに継続して取り組むとともに、コンプライアンス意識の維持・向上のための教育を、継続的に実施してまいります。また、縦連携、横連携による双方向コミュニケーションを促進し、内部統制を強化してまいります。

### ④人材を育成・確保する

若手人材に対しては、新たな経験を積み、仕事を通して自己実現を図り、より高い成果を出せる人材とするための教育やローテーションを実施し、中堅人材に対しては、プロジェクトマネジメント力を高めるOJT教育に注力するとともに、向き不向きを見極め、部門内、部門間、グループ各社間など、より得意な分野を活かすための教育やローテーションを実施することで、多様な人材が活躍できるよう社員の育成をしてまいります。

これに加え、人材の採用活動も積極的に実施し、日本人、外国人など国籍に関係なく、高度な技術力やマネジメント能力を持っている必要な人材を確保してまいります。

### ⑤働きがいのある環境を作る

社会的課題である少子高齢化対策、長時間労働の是正、ダイバーシティ推進にも繋がる「働き方改革」により一層取り組み、働きやすい職場環境作りを進めるとともに、外国人、女性、障がい者、シニアを含むあらゆる人が働きがいを感じ、活躍できる環境作りを推進してまいります。

また、より働きがいのある誇りの持てる企業グループを目指していくうえでも、世界的に取り組みが進められているSDGs等への取り組みも行い、社会課題の解決に繋がるソリューション開発を推進することなども含め、当社グループ全体として持続的成長が可能な社会の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) **主要な事業内容** (2020年3月31日現在)

当社グループは、総合情報サービス会社として下記の事業を営んでおります。

① システム開発事業

企業向けの情報システムの企画、開発から運用までをトータル的にサポートするS Iサービスを提供しています。

② アウトソーシング事業

コンタクトセンター、データエントリーを中軸として、業務のアウトソーシングを行うB P OサービスやID / ICカード発行ソリューションサービスを提供しています。

(6) **主要な営業所及び工場** (2020年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所

本	社	東京都杉並区							
大	阪	支	社	大阪府大阪市北区					
エ	ン	ト	リ	ー	セ	ン	タ	ー	東京都八王子市
成	増	事	業	所	東京都板橋区				
横	浜	事	業	所	神奈川県横浜市西区				
山	梨	事	業	所	山梨県甲斐市				
山	梨	竜	王	セ	ン	タ	ー	山梨県甲斐市	

② 子会社

シ	ェ	ア	ー	ド	シ	ス	テ	ム	株	式	会	社	東	京	都	豊	島	区
株	式	会	社	ア	イ	カ	ム	東	京	都	文	京	区					
株	式	会	社	フ	ォ	ー	東	京	都	調	布	市						

(7) **使用人の状況** (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
システム開発事業	289 (41) 名	△4 (△6) 名
アウトソーシング事業	125 (666) 名	△4 (△161) 名
全社 (共通)	72 (20) 名	4 (△1) 名
合計	486 (727) 名	△4 (△168) 名

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。また、全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。
2. 使用人数のパート及び嘱託社員が前連結会計年度末と比べて168名減少しておりますが、その主な理由は、当社アウトソーシング事業の利益率改善のために一部業務の縮小を行ったことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
352 (458) 名	△8 (△173) 名	39.6歳	9.9年

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数のパート及び嘱託社員が前事業年度末と比べて173名減少しておりますが、その主な理由は、アウトソーシング事業の利益率改善のために一部業務の縮小を行ったことによるものであります。

(8) **主要な借入先の状況** (2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 15,760,000株
- ② 発行済株式の総数 3,940,000株
- ③ 株主数 1,395名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 K a w a s h i m a	1,253千株	36.8%
シ ス テ ム ズ ・ デ ザ イ ン 社 員 持 株 会	118	3.5
光 通 信 株 式 会 社	111	3.3
水 元 公 仁	103	3.0
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	100	2.9
株 式 会 社 光 通 信	97	2.9
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	80	2.3
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	71	2.1
山 下 良 久	59	1.8
川 村 洋 子	56	1.7

- (注) 1. 当社は、自己株式を535,185株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### ⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、2019年11月11日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

取得した株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	91,700株
株式の取得価額の総額	59,971,800円
取得期間	2019年11月12日～2020年1月30日
取得理由	株主還元および資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策を遂行するため

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	隈 元 裕	ピー・シー・エー株式会社社外取締役 シェアードシステム株式会社取締役会長 株式会社アイカム取締役相談役
取 締 役	岡 本 芳 明	管理業務担当 株式会社アイカム代表取締役会長
取 締 役	松 崎 吉 宏	システム開発事業担当 新規事業開発室長 株式会社フォー取締役
取 締 役	吉 峯 英 彰	アウトソーシング事業担当 アウトソーシング事業部長 株式会社フォー取締役
取 締 役	畠 山 道 子	
取 締 役	梶 本 繁 昌	アイビーシー株式会社社外取締役 沼尻産業株式会社社外取締役 楽天銀行株式会社社外監査役 株式会社Pro-SPIRE社外取締役
常 勤 監 査 役	鈴 木 克 明	
監 査 役	下 島 正	下島正法律事務所所長 株式会社栄喜堂監査役
監 査 役	深 澤 公 人	深澤会計事務所代表 ピー・シー・エー株式会社社外監査役 学校法人サンテクノカレッジ監事

- (注) 1. 取締役畠山道子氏及び取締役梶本繁昌氏は、社外取締役であります。
2. 監査役下島正氏及び監査役深澤公人氏は、社外監査役であります。
3. 2019年6月25日開催の第53期定時株主総会終結の時をもって、取締役坂川進氏、取締役大倉志郎氏は任期満了により退任しました。
4. 2019年6月25日開催の第53期定時株主総会において、新たに松崎吉宏氏、吉峯英彰氏は取締役に選任され就任しました。
5. 2019年6月25日開催の第53期定時株主総会において、新たに梶本繁昌氏は社外取締役に選任され就任しました。
6. 当事業年度中および事業年度末日後の取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は、次のとおりです。
- (1)代表取締役の隈元裕氏の地位、担当及び重要な兼職を以下のように変更しております。
- ・2020年5月18日付で株式会社フォーの取締役会長に就任しております。

- ・ 2020年5月19日付でシェアードシステム株式会社の取締役相談役に就任しております。
- (2) 取締役岡本芳明氏の地位、担当及び重要な兼職を以下のように変更しております。
- ・ 2019年5月17日付で株式会社アイカムの代表取締役会長に就任しております。
  - ・ 2019年6月25日付で管理本部担当から管理業務担当に変更しております。
  - ・ 2020年5月19日付で株式会社アイカムの代表取締役会長を辞任しております。
- (3) 取締役松崎吉宏氏の地位、担当及び重要な兼職を以下のように変更しております。
- ・ 2019年6月25日付でシステム開発事業担当となっております。
  - ・ 2019年9月1日付で第2システム事業部長に就任しております。
  - ・ 2020年1月1日付で第2システム事業部長から外れております。
  - ・ 2020年4月1日付で新規開発事業室長から外れ、東日本システム営業本部長に就任しております。
  - ・ 2020年5月18日付で株式会社フォーの取締役を辞任しております。
  - ・ 2020年5月19日付でシェアードシステム株式会社の代表取締役会長に就任しております。
- (4) 取締役吉峯英彰氏の地位、担当及び重要な兼職を以下のように変更しております。
- ・ 2019年6月25日付でアウトソーシング事業担当となっております。
  - ・ 2020年5月19日付で株式会社アイカムの代表取締役会長に就任しております。
7. 監査役深澤公人氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 当社は、取締役畠山道子氏、取締役梶本繁昌氏、監査役下島正氏、監査役深澤公人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	84,391千円 (5,250千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	11,700千円 (4,800千円)
合 計 (うち社外役員)	11名 (4名)	96,091千円 (10,050千円)

(注) 1. 上記には、2019年6月25日開催の第53期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 取締役及び監査役の報酬限度額は、2006年6月27日開催の第40期定時株主総会において、取締役については年額150,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査役については年額40,000千円以内と決議いただいております。

4. 上記の報酬等の額には、以下のものも含まれております。

当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額

取 締 役 6名 5,780千円

ロ) 当事業年度において支払った役員退職慰労金

2019年6月25日開催の第53期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

取締役 2名 15,860千円

④ 社外役員に関する事項

イ) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役梶本繁昌正氏は、アイビーシー株式会社社外取締役、沼尻産業株式会社社外取締役、楽天銀行株式会社社外監査役及び株式会社Pro-SPIRE社外取締役であります。当社はアイビーシー株式会社、沼尻産業株式会社、楽天銀行株式会社及び株式会社Pro-SPIREとの間には特別の利害関係はありません。
- ・監査役下島正氏は、下島正法律事務所所長及び株式会社栄喜堂監査役であります。当社は下島正法律事務所及び株式会社栄喜堂との間には特別の利害関係はありません。
- ・監査役深澤公人氏は、深澤会計事務所代表、学校法人サンテクノカレッジ監事及びピー・シー・エー株式会社社外監査役であります。当社は深澤会計事務所及び学校法人サンテクノカレッジとの間には特別の利害関係はありません。当社はピー・シー・エー株式会社との間に製品の販売・組立や電話による顧客サポート等の取引関係があります。

ロ) 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 畠山 道子	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席いたしました。経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 梶本 繁昌	2019年6月25日就任以降に開催された取締役会13回のうち12回に出席いたしました。経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 下島 正	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。主に弁護士としての見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 深澤 公人	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回、監査役会12回のうち11回に出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
イ. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34百万円
ロ. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対し、収益認識に関する会計基準の適用に向けた指導・助言業務に係る報酬等として、5,100千円を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社の業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）の整備方針については、次のとおり取締役会で決議しております。

当社は、内部統制システムの目的を「業務の有効性、効率性の確保」「財務報告の信頼性確保」「法規則と内部規程の遵守」「会社資産の保全」と認識し、不断の見直しによって内部統制の一層の強化、改善を図っております。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

### ① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業としての社会的信頼に応え、当社の企業倫理及び法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、「企業行動基準」及び「コンプライアンス基本方針」を定め、その実践の為に、「コンプライアンス規程」を作成し、その徹底を図る。

当社役員及び使用人はこれらを率先垂範して実践する。

また、コンプライアンス体制の維持、向上を図るため、研修などを通じて指導教育を実施し、その徹底を図る。

### ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務執行に係る文書その他の情報につき、当社「文書管理規程」及び「個人情報保護規程」、「情報システム運用管理規程」に従い適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

### ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ) 当社のリスク管理体制の基礎として「リスク管理規程」を定める。

ロ) 発生が予想されるリスクの項目について同規程に明示し、各部門責任者が担当業務のリスク管理を行う。

ハ) リスクが生じた場合、「リスク管理規程」に基づき、その重要度に応じて代表取締役社長を委員長とする総合リスク対策委員会を設置し、顧問弁護士等を含むアドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

### ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ) 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。

- ロ) 当社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項については事前に経営企画会議において検討し、その審議を経て意思決定を行うものとする。
  - ハ) 当社の取締役会の決定に基づく職務執行については、組織権限規程に基づく業務分掌、職務権限等の社内規程を整備し、各役職者の権限と責任の明確化を図り、適正、かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築する。
- ⑤ 当社並びに子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制
- イ) 当社は「関係会社管理規程」に基づき子会社に対して自主性を尊重しつつ、透明性のある適切な経営管理を行うとともに、内部統制に関する情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。当社グループにおける重要事項に関し定期的な状況の把握により、適切に管理する。
  - ロ) 当社の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき当社及びグループ各社の内部監査を実施し、コンプライアンスに関する取り組み及び内部統制に関して状況の把握と改善策の指導、助言を行う。
  - ハ) 当社は「リスク管理規程」に基づき、当社グループにおけるコンプライアンス違反リスクを含むリスク対策として、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ) 監査役がその職務を補助すべき使用人に関しては、監査役から求められた場合は、監査役補助者を設置するものとする。
  - ロ) 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、それ以外の者の指揮命令は受けないものとする。
- ⑦ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制及び報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ) 当社の取締役及び使用人は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、監査役に対して当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。

- ロ) 当社の取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならない。
  - ハ) 当社の取締役及び使用人は、当該報告を監査役に行ったことによって、社内でも不利益な取扱いを受けないものとする。
  - 二) 子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は当社の監査役会の定めるところに従い、前イ、ロと同様に、当社の監査役に報告を行うものとする。前ハについても同様とする。
- ⑧ 監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社の監査役がその職務の執行につき、当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当社は、請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行う。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ) 監査役は、代表取締役社長と定期的に監査上の重要事項について意見及び情報の交換を行う。
  - ロ) 監査役は必要に応じて、重要な社内会議に出席することができる。
  - ハ) 監査役は外部監査人、内部監査室と密接な連携を保ちながら、情報、意見交換を行うとともに、必要に応じて報告を求める。
  - 二) 監査体制の実効性を高めるため、当社の常勤監査役と子会社の監査役は、定期的に監査上の重要事項について意見及び情報の交換を行う。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- 当社及び当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決する旨の規定を「企業行動基準」に明文化し、ホームページにおいて公表するとともに、当社において「反社会的勢力排除に関する規程」を制定し、反社会的勢力との一切の関係・取引をしない、また利用しないことを徹底するための組織体制について規定し、もって会社運営の適正および経営意思決定過程の適性並びに役職員の生命、身体の安全を確保することを目的としております。
- 反社会的勢力排除を組織として推進するため、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、マニュアルに沿った業務活動を行うとともに、社内での教育、指導にも努めております。

## 当該体制の運用状況の概要

### ①コンプライアンスに対する取り組み

当社はコンプライアンス規程を制定するとともに、新たに法務コンプライアンス室を設置し、当社役員及び使用人に対して法令遵守の意識を高める企業コンプライアンス研修等の各種セミナーを開催する等、コンプライアンスに対する意識向上を図っております。

また、当社役員及び使用人に対して、情報セキュリティ、個人情報保護に関する教育及び研修を実施し、コンプライアンスに対する意識向上に向けた取り組みを行っております。

### ②職務執行が効率的に行われることに対する取り組み

当社は、取締役会規程、職務権限規程に基づき、取締役会承認事項、稟議承認事項の各種区分に分けて、承認基準と意思決定を明確化しております。稟議承認事項についてはその重要性により、稟議決裁、事業部長決裁、部署長決裁、課長決裁と分けております。

また、稟議承認については電子決裁制度を導入し、手続きが効率的かつ迅速に行われるよう努めております。

### ③監査役の監査が実効的に行われることに対する取り組み

監査役は監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役及び幹部社員から懸案事項及び事業のリスクについてヒアリングを行う他、社長と年4回の意見交換を行っております。

### ④財務報告及び情報開示に係る内部統制に対する取り組み

当社では内部統制プロジェクトを立ち上げ、策定した監査計画に基づき、内部統制の有効性の評価を実施しております。

また、年1回、業務プロセスのリスクやコントロールの見直しを行い、社内運用ルール及び社内システムの改善につなげることにより、内部統制システムの質的向上を図っております。

**(6) 会社の支配に関する基本方針**

当社は、会社の財政及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

**(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題のひとつとして位置づけ、安定配当の継続を基本方針としております。

内部留保につきましては、業務の一層の効率化を図るための設備投資、優秀な人材の確保・育成等社内体制の充実など経営基盤の強化に充当し、業容の拡大に取り組み、企業価値の増大を通じ、株主の皆様への利益還元を充実させることを基本とする方針であります。

このような方針のもと、上場来初となる通期赤字決算を計上することとなりましたが、当事業年度におきましては、自己株式の取得を行ったほか、期末配当金につきましても、1株当たり13円とさせていただきます。

## 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>3,657,836</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,037,162</b>
現金及び預金	1,945,694	買掛金	33,463
受取手形及び売掛金	1,426,361	リース債務	3,330
商品及び製品	29,998	未払金	499,758
仕掛品	136,678	未払法人税等	17,830
原材料及び貯蔵品	16,326	賞与引当金	165,163
未収還付法人税等	22,648	受注損失引当金	102,076
その他	81,132	その他	215,539
貸倒引当金	△1,004	<b>固定負債</b>	<b>509,444</b>
<b>固定資産</b>	<b>1,417,163</b>	リース債務	3,587
<b>有形固定資産</b>	<b>291,745</b>	繰延税金負債	1,992
建物及び構築物	135,730	役員退職慰労引当金	45,890
土地	107,273	退職給付に係る負債	447,297
リース資産	2,820	資産除去債務	3,005
その他	45,922	その他	7,671
<b>無形固定資産</b>	<b>482,131</b>	<b>負債合計</b>	<b>1,546,606</b>
のれん	471,519	<b>純資産の部</b>	
ソフトウェア	2,967	<b>株主資本</b>	<b>3,506,702</b>
その他	7,644	資本金	333,906
<b>投資その他の資産</b>	<b>643,286</b>	資本剰余金	293,182
投資有価証券	53,587	利益剰余金	3,137,691
長期貸付金	1,646	自己株式	△258,077
繰延税金資産	345,644	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>21,690</b>
その他	242,406	その他有価証券評価差額金	△3,417
		退職給付に係る調整累計額	25,108
<b>資産合計</b>	<b>5,075,000</b>	<b>純資産合計</b>	<b>3,528,393</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>5,075,000</b>

## 連結損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	8,350,606
売上原価	7,223,741
売上総利益	1,126,865
販売費及び一般管理費	1,403,664
営業損失	276,799
営業外収益	11,964
受取利息	36
受取配当金	3,200
保険事故手数料	443
助成金収入	5,327
役員報酬返納額	1,494
その他	1,462
営業外費用	580
支払利息	14
支払手数料	565
経常損失	265,414
特別利益	13,725
保険解約益	3,725
受取保険金	10,000
特別損失	3,262
固定資産除却損	1,357
保険解約損	18
減損	1,885
税金等調整前当期純損失	254,951
法人税、住民税及び事業税	40,938
法人税等調整額	△21,979
当期純損失	273,910
親会社株主に帰属する当期純損失	273,910

## 連結株主資本等変動計算書

( 2019年 4月 1日から  
2020年 3月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	333,906	293,182	3,457,056	△198,105	3,886,039
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△45,454		△45,454
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△273,910		△273,910
自 己 株 式 の 取 得				△59,971	△59,971
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 ( 純 額 )					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△319,365	△59,971	△379,337
当 期 末 残 高	333,906	293,182	3,137,691	△258,077	3,506,702

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利 益累計額合計	
当 期 首 残 高	13,118	14,798	27,916	3,913,956
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△45,454
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失				△273,910
自 己 株 式 の 取 得				△59,971
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 ( 純 額 )	△16,535	10,310	△6,225	△6,225
当 期 変 動 額 合 計	△16,535	10,310	△6,225	△385,562
当 期 末 残 高	△3,417	25,108	21,690	3,528,393

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,859,010</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>715,568</b>
現金及び預金	1,456,073	買掛金	19,377
受取手形	18,338	リース債務	3,330
売掛金	1,119,042	未払金	292,177
商品及び製品	20,646	未払費用	23,397
仕掛品	136,302	未払法人税等	3,622
原材料及び貯蔵品	16,310	未払消費税等	63,869
前払費用	41,537	賞与引当金	165,163
関係会社短期貸付金	27,000	受注損失引当金	102,076
その他	24,099	その他	42,553
貸倒引当金	△341	<b>固 定 負 債</b>	<b>532,964</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,883,210</b>	リース債務	3,587
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>210,064</b>	退職給付引当金	483,486
建築物	89,815	役員退職慰労引当金	45,890
構築物	9	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,248,532</b>
工具、器具及び備品	14,570	<b>純 資 産 の 部</b>	
土地	102,848	<b>株 主 資 本</b>	<b>3,489,711</b>
リース資産	2,820	資本金	333,906
その他	0	資本剰余金	293,182
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>8,560</b>	資本準備金	293,182
ソフトウェア	1,489	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>3,120,700</b>
その他	7,071	利益準備金	25,743
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>1,664,585</b>	その他利益剰余金	3,094,957
投資有価証券	33,518	別途積立金	1,916,671
関係会社株式	982,956	繰越利益剰余金	1,178,285
関係会社長期貸付金	141,750	<b>自 己 株 式</b>	<b>△258,077</b>
差入保証金	86,126	評価・換算差額等	3,977
保険積立金	63,931	その他有価証券評価差額金	3,977
繰延税金資産	350,342	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,493,688</b>
その他	5,960	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>4,742,221</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>4,742,221</b>		

# 損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	6,006,199
売上原価	5,329,960
売上総利益	676,238
販売費及び一般管理費	969,708
営業損失	293,469
営業外収益	7,726
受取利息	1,124
受取配当金	3,200
保険事務手数料	443
役員報酬返納額	1,494
その他	1,462
営業外費用	580
支払利息	14
支払手数料	565
経常損失	286,324
特別利益	10,034
保険解約益	34
受取保険金	10,000
特別損失	1,939
固定資産除却損	34
保険解約損	18
減損	1,885
税引前当期純損失	278,229
法人税、住民税及び事業税	4,027
法人税等調整額	△19,921
当期純損失	262,335

## 株主資本等変動計算書

( 2019年 4 月 1 日から  
2020年 3 月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本								自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 合 計		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金					
				別 積	途 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	333,906	293,182	293,182	25,743	1,916,671	1,486,075	3,428,490	△198,105	3,857,473	
当 期 変 動 額										
剰余金の配当						△45,454	△45,454		△45,454	
当期純損失						△262,335	△262,335		△262,335	
自己株式の取得								△59,971	△59,971	
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△307,789	△307,789	△59,971	△367,761	
当 期 末 残 高	333,906	293,182	293,182	25,743	1,916,671	1,178,285	3,120,700	△258,077	3,489,711	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 差 額	換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	9,147		9,147	3,866,621
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△45,454
当期純損失				△262,335
自己株式の取得				△59,971
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	△5,170		△5,170	△5,170
当期変動額合計	△5,170		△5,170	△372,932
当 期 末 残 高	3,977		3,977	3,493,688

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

システムズ・デザイン株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中	淳一	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福原	崇二	㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、システムズ・デザイン株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、システムズ・デザイン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場か

ら連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

システムズ・デザイン株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中	淳一	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福原	崇二	㊟

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、システムズ・デザイン株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月19日

システムズ・デザイン株式会社 監査役会

常勤監査役 鈴木 克明 ㊟

社外監査役 下 島 正 ㊟

社外監査役 深 澤 公 人 ㊟

以 上

## 株主総会会場ご案内図



### ハイアット リージェンシー 東京

東京都新宿区西新宿二丁目7番2号

地下1階『白鳳』の間

#### ■徒歩での経路

- ・新宿駅(西口)より徒歩約9分
- ・地下鉄大江戸線都庁前駅A7出口C4連絡通路経由徒歩1分
- ・地下鉄丸ノ内線西新宿駅より徒歩約4分

#### ■新宿駅⇄ホテルの無料送迎バス

- ・新宿駅西口小田急ハルク前35番乗り場よりホテルまで20分間隔で往復運行



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。